

平成21年2月

推進組織について

**川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局
川崎市環境局地球環境推進室**

1

内 容

川崎市における地球温暖化対策に係る組織

地球温暖化対策推進法の規定等

**他都市の規定
(市民・事業者・行政による推進組織)**

推進組織に関わる考え方

2

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

1 かわさき地球温暖化対策推進協議会

2 川崎温暖化対策推進会議 (CC川崎工コ会議)

3

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

1 かわさき地球温暖化対策推進協議会

2004.3 川崎市温暖化対策地域推進計画策定
～川崎市の地球温暖化防止への挑戦

- ・ 市民、事業者、学校、行政等主体別取組を位置づける
- ・ 2010年のCO₂を6%削減（1990年比）
- ・ 「かわさき地球温暖化対策推進協議会」を組織

かわさき地球温暖化対策推進協議会

市民部会

事業者部会

学校部会

行政部会

※ その他、意思決定等のための運営委員会のほか、市民部会に4つの実践行動部会を設置

※ 運営については、推進協議会をベースに設置された特定非営利活動法人アクトかわさきに委託

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

1 かわさき地球温暖化対策推進協議会

(かわさき地球温暖化対策推進協議会設置要綱)

(目的)

川崎市地球温暖化対策地域推進計画を推進

(所掌事務)

- (1) 推進計画の実施、調整に関すること。
- (2) 推進計画の改訂に関すること。
- (3) 推進計画に関する市への提言等に関すること。
- (4) 協議会の運営推進に関する報告書の作成、公表等に関すること。
- (5) その他推進計画に関すること。

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

1 かわさき地球温暖化対策推進協議会 市民部会

	取組成果
○グリーンコンシューマーグループ	・マイバック持参運動の推進 ・エコショッピング・クッキングの普及啓発事業の実施 ・商店街との連携による1店1エコ運動の普及
○ソーラーチーム	・自然エネルギー普及啓発イベントを実施 ・市民共同発電所設置活動実施
○省エネグループ	・市内全小学校対象とし「夏休みエコライフチャレンジ」を実施 ・家電量販店と連携し「家族みんなでCO2削減チャレンジ」を実施
○交通環境グループ	・アイドリングストップキャンペーンの実施 ・「かわさきエコドライブ推進協議会」に参画 ・市民向けエコドライブ講習会開催 ・エコドライブ宣言登録制度の普及啓発の実施

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

2 かわさき地球温暖化対策推進協議会

	取組成果
○事業者部会	<ul style="list-style-type: none">・ 市民部会との連携による取組の推進 エコドライブ試乗会・講習会に参加・ 「夏の省エネキャンペーン」「川崎発！ストップ温暖化展」へ参画・ CO2排出量削減に向けた制度導入に関するアンケート調査実施 など
○学校部会	<ul style="list-style-type: none">・ 省エネナビの導入による施設の省エネ化を実施・ 小学校生活科・総合的な学習研究会主催「夏期実技研修会」を実施・ 市民部会との連携による出前講座実施・ 小中学校環境教育事例発表会開催 など
○行政部会	<ul style="list-style-type: none">・ エコオフィス計画の推進・ グリーン購入方針に基づく物品購入・ 電力のグリーン購入（平成20年モデル実施）

7

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

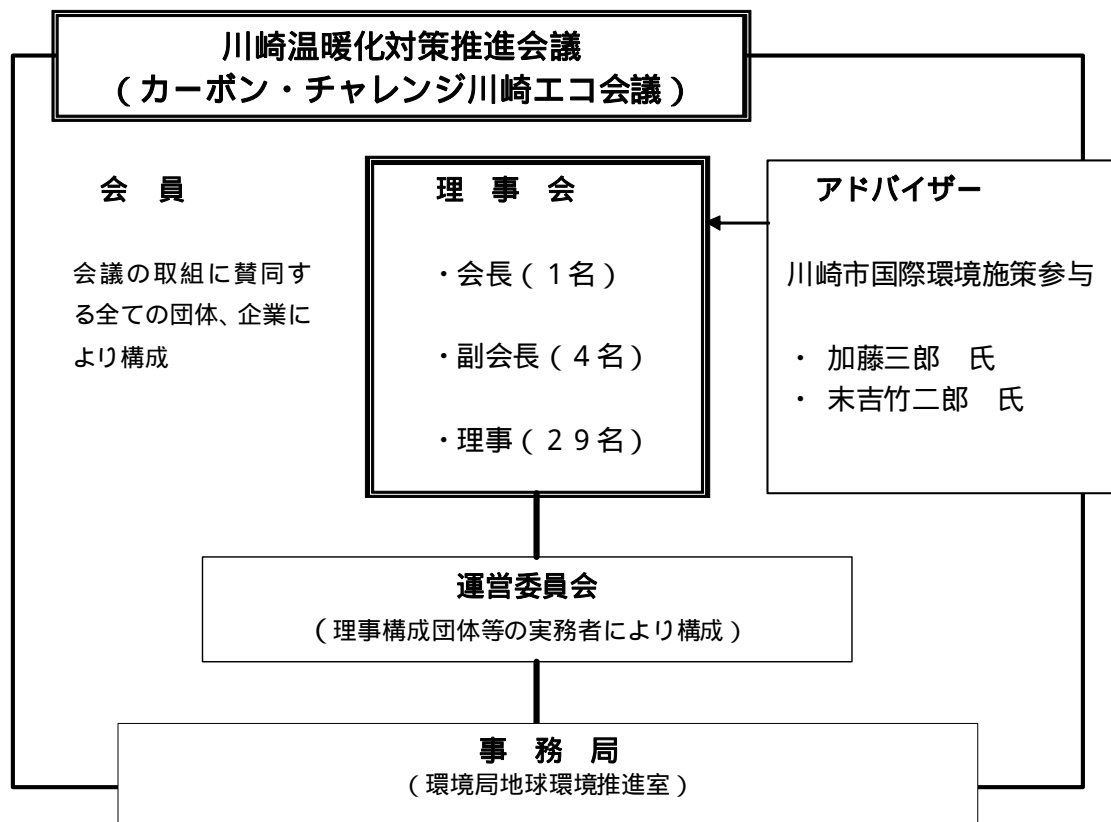
2 川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)

地球温暖化対策は、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、環境教育、廃棄物対策など多岐にわたり、取り組む主体も個人、企業、行政、学校など様々であり、こうした様々な主体がCC川崎エコ会議に結集して「CCかわさき」を推進します。

- ・ CO2削減川崎モデルの推進
- ・ ネットワークの充実による「CCかわさき」の推進
- ・ 戦略的情報発信

I 川崎市における地球温暖化対策に関わる組織

(2) 川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)



9

II 地球温暖化対策推進法の規定等

1 地方公共団体実行計画協議会 (平成20年改正で創設)

【役割】

地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整

【構成】

関係行政機関、関係地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民、学識経験者など

II 地球温暖化対策推進法の規定等

2 地球温暖化防止活動推進員(平成20年法改正で指定都市市長も委嘱可)

【要件等】

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者について委嘱

【役割】

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

11

II 地球温暖化対策推進法の規定等

3 地域地球温暖化対策推進センター (平成20年法改正で指定都市も設置可)

【要件】

- ・地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人
- ・規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

【事業内容】

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

12

Ⅱ 地球温暖化対策推進法の規定等

4 地球温暖化対策地域協議会

【役割】

地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議

【その他】

- ・協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重
- ・地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める

Ⅲ 他都市の規定 (市民・事業者・行政による推進組織)

1 京都府地球温暖化対策条例（平成18年3月31日）

(京都府地球温暖化防止活動推進センター等による取組の推進)

第56条 府は、京都府地球温暖化防止活動推進センター（法第24条第1項の規定により知事が指定するものをいう。以下同じ。）が、地球温暖化対策を担う中核的支援組織として、事業者、府民及び環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

2 府は、京都府地球温暖化防止活動推進員（法第23条第1項の規定により知事が委嘱する者をいう。以下同じ。）が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、市町村と連携し、その支援に努めるものとする。

3 府は、地球温暖化対策地域協議会（法第26条第1項の規定により組織されるものをいう。以下同じ。）が、地域における地球温暖化対策を担う実践組織として、積極的な取組を推進する役割を果たすことができるよう、市町村と連携し、その支援に努めるものとする。

4 府は、市町村並びに京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会及び環境保全活動団体の連携と協働を促進するため、必要な措置を講じるものとする。

Ⅲ 他都市の規定 (市民・事業者・行政による推進組織)

2 和歌山県地球温暖化対策条例(平成19年3月14日)

第11章 県センター等による取組の支援

第27条 県は、県センターが地球温暖化対策を担う中核的支援組織として、事業者、県民及び他の環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

2 県は、和歌山県地球温暖化防止活動推進員(法第23条第1項の規定により知事が委嘱する者をいう。)が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、市町村と連携し、その支援に努めるものとする。

15

Ⅳ 推進組織に関わる考え方

課題

- 国の法改正を踏まえ、温暖化対策に関わる推進組織を変更する必要があるか
- 具体的な組織のあり方は、市民、事業者と協議していく必要があるのではないか
- また、具体的な組織は条例で規定する必要があるか
- ただ、条例に設置根拠を置き、支援等を規定する意味は大きいのではないか

対応の方向性

- 地球温暖化対策についての地域における推進組織のあり方は、協働(パートナーシップ)を基本とすべきであり、行政側と、市民側が協議しながら検討を進める必要があるのではないか。
- 条例においては、こうした協議の動向を踏まえつつ、推進組織の設置の根拠や支援規定を基本として規定することでどうか。

16